

ECA 指定手続きについて

ECA を指定するにあたっては、以下のような手続きが必要となる。

- ① ECA の指定を希望する国(単独又は複数)は国際海事機関(IMO)の海洋環境保護委員会(MEPC)に提案文書を提出。

提案文書には、以下のクライテリアにつき評価した結果を含めなければならない。

ECA 提案文書に含めるべきクライテリア(3~6 についてはシミュレーションを実施)

- (1)提案する ECA 海域
- (2)排出ガスの種類(NO_x、SO_x、PM 又はこれらの組合せ)
- (3)船舶排出ガスの影響にさらされている人口及び環境エリア
- (4)船舶排出ガスによる大気環境濃度や環境影響への寄与についての影響評価
- (5)提案エリアにおける気象条件や地形、地質、海洋学、生物形態学についての情報、大気汚染濃度や環境影響に寄与する条件
- (6)提案エリア内における船舶交通の実態(航行パターン、密度を含む)
- (7)陸上発生源の対策
- (8)船舶排出ガスの削減費用と陸上発生源対策のコスト比較、国際海運に従事する船舶への影響

- ② MARPOL 条約附属書 VI 付録 III に定める「船舶による大気汚染の防止に関する排出規制海域の指定のための基準及び手続き」により、MEPC にて ECA 指定の適切性を審査。

- ③ ECA 指定が適切であると承認された場合は、附属書 VI が改正され ECA が設定される。
(通常の条約手続きに同じ。)

【参考：米国・カナダ ECA の概要】

ECA 指定範囲 : 米国及びカナダ(アラスカ等一部の地域を除く)の太平洋、大西洋及びメキシコ湾沿岸 200 海里

対象となる排出ガス : NO_x 及び SO_x・PM

経緯等 : 2009 年 7 月 MEPC59(2009 年 7 月 13 日-17 日)にて承認
2010 年 3 月 MEPC60(2010 年 3 月 22 日-26 日)にて採択予定
2011 年 8 月 発効予定

